

京林大だより

No.57



絵：卒業生 熊走君



次は11期生!!

オープンキャンパスを開催



令和3年7月31日（土）、林業大学校の「オープンキャンパス2021」を開催しました。

今年もコロナ禍での開催であったため、感染対策を行った上で、学校概要説明、チェーンソーによる丸太切り・高性能林業機械（シュミレーターを含む）の実演と参加者による操作体験、個別相談会などを行いました。

今回も時間を短縮した日程ではありましたが、参加された方には、林大を知ってもらい、体験を通して興味を持っていただく良い機会になったと思います。

特に、個別相談会では、在校生や卒業生が同席し、学生生活やアルバイト、住宅面など様々な疑問に答えてくれました。

また、オープンキャンパスに参加できなかった方のために、8月中の毎週土曜日に「学校説明会」を開催しました。今後も、入学希望の方がおられましたら、随時、学校案内・説明を行いますので、ご連絡をお待ちしております。



高性能林業機械の実演(2年生が指導)



チェーンソー造材の実演(1年生)

入学試験の日程

区分	出願期間	試験日
推薦入試	2021年9月24日(金) ～10月15日(金)	2021年11月5日(金)
第1回	2021年10月20日(水) ～11月10日(水)	2021年12月1日(水)
第2回	2021年12月1日(水) ～12月22日(水)	2022年1月12日(水)
第3回	2022年1月5日(水) ～1月26日(水)	2022年2月16日(水)
第4回	2022年2月16日(水) ～3月2日(水)	2022年3月16日(水)

※推薦入学試験には、高等学校長等の推薦書が必要です。

※募集人員を満たした場合は、一般入学試験（第3回）及び（第4回）を実施しない場合があります。実施の有無については、令和4年1月4日（火）以降に京都府立林業大学校ホームページにて公表します。



個別相談会の様子

京都府立北桑田高校と連携 プログラムに関する協定を調印

府内唯一の林業専門学科「京都フォレスト科」を有する府立北桑田高校と同じ府立の林業専門の当大学校が「連携プログラム実施に関する協定」の調式印を行いました。

この協定では、両校が行っている独自の講義や実習を連携・補完することによって、幅広い知識や技術を理解することを目的とし、今後、両校が京都の森の担い手の育成の拠点として発展していくことを目指します。



調印式の様子（北桑田高校校長（左）、京林大校長（右））

今月の授業参観

『刈払い作業実習』

今年も1年生が草刈りの技術を習得するため、延べ4日間、刈払い実習を行いました。実習場所としてわち山野草の森やスチールの森京都、地域の公民館周辺などを提供していただいたおかげで、日を重ねるごとにメキメキと技術が向上していきました。

ところで、刈払機も一つ間違えると大ケガにつながります。京林大では実習を前に必ず危険予知ミーティングを全員で行います。8月に行った刈払い最終日の実習での行動目標は「周囲に注意しよう！ヨシ」。大きなかけ声とともにミーティングを行い、この日も安全に作業を終えることができました。



作業開始前、危険予知ミーティング



校長室より

保安林ってどんな森林？

校長 森 敦司

森林をその森林が誕生した過程によって分類すると、人工林と天然林に分けられます。

また、森林を構成している樹木により分類すると、広葉樹林と針葉樹林に分けられます。

では、「保安林」って一体どんな森林なのでしょう。実はこれは、人工林・天然林、広葉樹林・針葉樹林に関係なく、森林法という法律によって指定された森林であります。

森林は、水をはぐくみ、土砂流出や山崩れを防ぎ、優れた景観やレクリエーションの場を提供してくれるなど、公益的な機能を持っていますが、この機能を特に発揮させるために、区域を指定し樹木の伐採や開発行為を法律により制限した森林を「保安林」といいます。従いまして、森林を法律的に分類したものが、保安林と保安林以外の森林（普通林）になります。

保安林には、水源かん養保安林、土砂流出保安林など17種類の保安林があります。普通林と比べて特別違ったものではありませんが、水源地であったり、下流に人家があったりして特に森林の公益的機能を必要とする場合に、樹木の伐採や開発を制限して森林を守っています。京都府では、森林面積が約34万haのうち、約3割の10万ha余りが保安林に指定されています。

保安林に指定されると、樹木の伐採や開発行為については、許可が必要となります。許可は必要ですが、森林の手入れや木材の生産（林業生産活動）は可能です。指定の解除については余程の公益上の理由（例えば高速道路を造るなど）がない限り難しいこととなります。一方で、制限をかけられる分、所有者には固定資産税が非課税になるなど優遇措置が受けられます。

つまり、保安林に指定されると制限がかかり、開発が難しくなるので資産としての価値は下がりますが、森林を森林として残すのであれば、大変メリットのある制度であると思います。

昨今、無秩序な土砂の投棄が原因による災害の発生がみられますが、保安林ならばそういった開発から森林を守ることができるのではないかと考えるところです。